

2026年4月1日に下表のとおり一部改正を予定しておりますので事前にご案内いたします。
ただし、電子交換業務の停止・電子交換所からの脱退による店舗窓口業務の効率化にかかる「普通為替証書」および「配当金領収証」の取扱い廃止については、2026年5月1日から実施いたします。

【改正後】

営農貯金規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、(削除)その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ～21. (省略)

以 上
(2026 年 5 月 1 日現在)

【改正前】

営農貯金規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ～21. (省略)

以 上
(2024 年 4 月 1 日現在)

附則(2025 秋経企発第444 号)

(実施日)

この規定は、2026 年 4 月 1 日から実施する。ただし、電子交換業務の停止・電子交換所からの脱退による店舗窓口業務の効率化にかかる「普通為替証書」および「配当金領収証」取扱い廃止については、2026年5月1日から実施する。